

## 重要事項説明書<20代 30代のための入門ほけん（生活あんしん保険）>

この「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取扱い」は、ご契約内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意ください、ご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえお申込みください。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「ご契約のしおり（約款）」をご覧ください。

### 契約概要

この「契約概要」は、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要となる事項についてわかりやすく記載したものです。

#### 1. 商品の仕組み

(1) この商品は、日常生活に伴う次の3つのリスクについて、ワンストップで対応できる保険商品です。

①身体の補償条項： 疾病やケガによる入院や手術費用の補償と、万が一の死亡保障

②家財の補償条項： 家財の火災・落雷・水濡れ等の損害に対する補償

③賠償の補償条項： 第三者や家主に対する賠償責任の補償

とりわけ、①身体の補償条項は、「日額タイプ」の医療保険とは異なり、「自己負担額補償タイプ」であり、ムダのない補償内容が特徴です。

(2) ご契約の際は、ご自身のニーズにあう補償プランの中から1つを選択し、加入審査は健康状態・傷病歴等の告知事項に回答するだけといった、シンプルでわかりやすい商品です。(家財の補償条項および賠償の補償条項については、ニーズに応じて着脱が可能です。)

#### 2. 保険期間

保険期間は1年です。以降、契約者から保険契約を更新しない旨の申し出がない場合は、1年ごとに更新されます。

#### 3. 補償の対象となる方（被保険者）

新規契約にご加入いただける方（被保険者）は、日本国内に居住している満20歳から39歳（保険始期日現在）までの方が対象となります。ご契約の更新は、満79歳までとなります。

なお、家財の補償条項ならびに賠償の補償条項における被保険者の範囲は、被保険者本人およびその者と同居する配偶者または子とします。

#### 4. 補償内容

①「身体の補償条項」の保険金種類、保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合については次のとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合 (支払事由)	支払う保険金の額	保険金を支払わない場合 (免責事由)
(1) 入院治療 費用保険金	責任開始後に発病した 疾病または発生した傷 害の治療を目的として、 公的医療保険制度の保 険給付対象となる入院 を1泊2日以上したと き	入院中の公的医療保険制 度の保険給付対象となる 治療に係る診療報酬点数 ×3円（四捨五入して1 0円単位）	①契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者の精神障害、アルコール依存または薬 物依存およびこれらを原因とする事故 ④被保険者の泥酔状態または麻薬、大麻、あへん、 覚せい剤、シンナー他違法薬物（脱法薬物を含 む）使用中の事故 ⑤被保険者の法令に定める無免許運転、酒気帯び 運転またはこれらに相当する運転をしている間 に生じた事故 ⑥地震、噴火または津波 ⑦戦争その他の変乱 ⑧核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染さ れた物の放射性、爆発性その他の有害な特性に よる事故 ⑨⑥～⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれ
(2) 入院見舞金	(1)の保険金が支払われ る場合	入院1泊につき1,000円 (1回の入院につき3万 円限度)	

保険金の種類	保険金を支払う場合 (支払事由)	支払う保険金の額	保険金を支払わない場合 (免責事由)
(3) 手術見舞金	(1)の保険金が支払われる場合で、医科診療報酬点数表にて算定対象となる手術をしたとき	入院1泊につき10,000円 (1回の入院につき3万円限度)	らに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑩約款に記載の特殊な運動等、乗用具の運転等を行っている間の傷害 ⑪被保険者が頸部症候群(むちうち症)、腰痛、打撲、捻挫その他を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ⑫妊娠または分娩(ただし、異常妊娠または異常分娩の場合は疾病とみなして保険金支払いの対象とします。) ⑬美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない検査 ⑭身体障害が生じた時期が、責任開始前である場合 ⑮約款に記載の所定の手術(手術見舞金のみ)
(4) 死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	保険証券等に記載の保険金額	①契約者または死亡保険金受取人の故意 ②自殺 ③地震、噴火または津波 ④戦争その他の変乱

(ご注意) 1 保険期間中に発生した支払事由による入院治療費用保険金、入院見舞金および手術見舞金の支払額は合算して80万円が限度となります。

②「家財の補償条項」の保険の目的物は、保険証券等に記載の住宅室内(ベランダ・トランクルーム等は除く)に収容された、被保険者が所有する家財とします。

家財に含まれるもの	家財に含まれないもの
①家具・寝具 ②電化製品 ③台所用品・食器類 ④身の回り品(衣類や靴) ⑤趣味・嗜好品 ⑥その他①～⑤に類するもの	①現金、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、商品券、印紙、切手 ②稿本、設計書、図案、証書、帳簿 ③貴金属、時計、宝石ならびに書画、骨董、彫刻物 ④自転車、原動機付自転車 ⑤その他①～④に類するもの

「家財の補償条項」の保険金種類、保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合については次のとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合 (支払事由)	支払う保険金の額	保険金を支払わない場合 (免責事由)
(1) 損害保険金	火災、落雷、破裂、爆発	①修復できない場合 同等の物を新たに購入するのに必要な金額(新価) ②修復できる場合 損害発生直前の状態に修復する費用(新価を限度) ※ただし、保険証券等に記載の保険金額を限度とします。	(1) 次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 ①契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき保険金については支払います。 ③保険の目的物の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居する親族の故意
	給排水設備に生じた事故または他人が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ		
	台風や竜巻等による風災、ひょう災、雪災によって住宅が損壊したことによる損害		
	台風や豪雨などによる洪水、土砂崩れ等の水災		
(2) 事故見舞金	(1)の保険金が支払われる場合	損害保険金の5%	

保険金の種類	保険金を支払う場合 (支払事由)	支払う保険金の額	保険金を支払わない場合 (免責事由)
(3) 仮住まい 費用保険金	(1)の保険金が支払われる場合において、住宅に損害が生じ、被保険者が商業用の居住施設または宿泊施設を臨時に使用したとき	損害発生日から30日以内の賃借または宿泊に対し、1泊につき5,000円(定額)	④火災、落雷、破裂、爆発事故の際における保険の目的物の紛失または盗難 (2)次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。(これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。) ①戦争その他の変乱 ②地震、噴火または津波 ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
(4) ドアロック 交換費用 保険金	住宅室内に不法侵入または不法侵入未遂が発生し、ただちに警察署に被害の届出をした場合において、被保険者が自己の費用で住宅のドアロックを交換したとき	同等のドアロックに交換するために必要な費用(3万円を限度とした実費)	
(5) 修理費用 保険金(注)	賃貸住宅に損害が生じ、被保険者が貸主との契約に基づき、自己の費用でこれを修理した場合で、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負わないとき(ただし、キズ、汚れなどの単なる外観上の損傷で、機能に直接関係のない損害を除きます。)	住宅を損害発生直前の状態に修復するために必要な費用(100万円を限度とした実費)	

(注) 保険証券等記載の住宅種類が賃貸住宅で、賃貸住宅用のプランにご加入の場合に限ります。

③「賠償の補償条項」の保険金種類、保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合については次のとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合 (支払事由)	支払う保険金の額	保険金を支払わない場合 (免責事由)
(1) 個人賠償 保険金	次のいずれかに該当する偶然な事故に起因して他人の身体または財物に損害を与えたことによって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合 ①保険証券等に記載の住宅の所有、使用または管理に起因する事故 ②日本国内での日常生活に起因する事故	①被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。ただし、代位取得する物があるときは、その価額を差し引きます。 ②被保険者が支出した次の費用 ア. 損害賠償責任の解決について、被保険者が書面にて当社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、示談交渉に要した	(1) 次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 ①契約者、被保険者またはこれらの法定代理人の故意 ②被保険者の心神喪失または指図 ③住宅の増改築、取り壊し等の工事 ④住宅に生じたキズ、汚れなどの外観上の損傷で、機能に直接関係のない損害 ⑤戦争その他の変乱 ⑥地震、噴火または津波 ⑦核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故や放射能汚染 (2) 被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

保険金の種類	保険金を支払う場合 (支払事由)	支払う保険金の額	保険金を支払わない場合 (免責事由)
(2)借家人賠償 保険金 (注)	被保険者の過失による偶然な事故に起因して保険証券等に記載の賃貸住宅に損壊を与えたことにより、被保険者が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合	費用、仲裁・和解または調停に要した費用 イ. 他人に損害賠償を請求することができる場合の、その手続きに必要な費用 ウ. 賠償責任が発生しなかった事故発生時に行った、応急手当、護送、看護等、緊急措置のために要した費用 ※ただし、保険証券等に記載の保険金額を限度とします。	①被保険者と被害者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定が、被保険者の法律上の損害賠償責任を超えて被保険者が負担する内容となっている場合は、その法律上の損害賠償責任を超えた部分の損害賠償責任 ②被保険者と同居する者に対する損害賠償責任 ③被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ⑤航空機、車両、船舶または武器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑥被保険者が、住宅を貸主に引き渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任

(注) 保険証券等記載の住宅種類が賃貸住宅で、賃貸住宅用のプランにご加入の場合に限ります。

## 5. 保険料

保険料は、被保険者の満年齢（保険始期日時点）・補償プランによって決まります。

## 6. 保険料の払込方法

- ①保険料は、クレジットカード払により払い込んでください。
- ②カードの有効性等が確認できた日を保険料が払い込まれた日とします。

## 7. 保険料不払いによる保険契約の無効

カードの有効性等の確認ができた場合であっても、当社がカード会社より保険料相当額を領収できない場合で、かつ、契約者がカード会社に保険料相当額を払い込んでいない場合、当社は契約者へ保険料を直接請求します。保険料を請求した日から払込猶予期間内に保険料が払い込まれなかった場合、保険契約は無効（不成立）となります。

## 8. 補償プランの変更

補償プランの変更は、保険契約の更新時にものみ行うことができます。

## 9. 保険契約の更新における留意点

- ①当社は、保険満期日の2か月前までに、契約者に対して保険の満期と更新の案内をお送りします。
- ②契約者より、保険満期日の前日までに保険契約を更新しない旨の申し出がない場合、保険契約は更新されます。

## 10. 契約者配当金・解約返戻金

契約者配当金および解約返戻金はありません。

## 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の際に特にご注意いただきたい事項（お客様の不利益となる場合など）についてわかりやすく記載したものです。

### 1. クーリングオフ（お申し込みの撤回）

この商品は、保険期間が1年のためクーリングオフの対象ではありません。

### 2. 告知義務と告知義務違反

#### ①告知義務

ご契約の際、被保険者には、体格（身長・体重）や健康状態・傷病歴、職業、他の保険契約等の有無など、保険金支払事由の発生に関する重要な事項（告知事項）についてありのままを正しく告知していただく義務（告知義務）があります。告知事項は、被保険者ご自身が正確にご入力または選択してください。

#### ②告知義務違反

告知いただいた内容が事実と相違していた場合、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。また、この場合、支払事由が発生していても保険金を支払いません。

### 3. 補償が開始される日（保険始期日）

当社は、毎月15日の受付締切日までに入力された申込情報について引受審査を行い、その保険契約の申込を承諾した場合に翌月1日（保険始期日）から補償を開始します。また、この場合、保険始期日までに保険証券をお送りします。

### 4. 第1回保険料不払による保険契約の無効

第1回保険料の払込ができなかった場合で、払込期月の翌月末までの払込猶予期間までに未払込保険料の払い込みがないときは、保険契約は無効となります。

### 5. 第2回以後保険料の払込猶予期間・失効

①第2回以後の保険料の払い込みにおいて、カードの有効性等が確認できない場合は、払込期月の翌月末までの「保険料の払込猶予期間」があります。

②万一、「保険料の払込猶予期間」内に保険料の払い込みがない場合は、保険契約は失効します。この場合、保険契約を復活することはできません。

### 6. 保険金をお支払いできない場合

「契約概要」に記載されている「4. 補償内容」の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

### 7. 保険料・保険金額の変更

#### ①保険期間中

収支状況が著しく悪化した場合、当社の定めるところにより保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、保険金支払事由が集中して発生し、保険金の支払に支障が生じた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

#### ②保険契約の更新時

保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、当社の定めるところにより更新契約について、保険料の増額または保険金額の減額を行うこと、もしくは更新契約の引受を辞退することがあります。

### 8. 保険料控除

この商品の保険料は、保険料控除（所得控除）の対象とはなりません。

### 9. 経営破たん時の取扱い

当社は、少額短期保険会社であるために保険契約者保護機構へ加入しておりません。当社が経営破たんした場合であっても、この保険は同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約には該当しません。

### 10. 少額短期保険業者について

少額短期保険業者の業務内容については、契約者等の保護の観点から、保険業法等に基づく各種の規制があります。

- ①保険期間は2年または1年までと定められています。(本商品の保険期間は1年です。)
- ②保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円、死亡保険は300万円、損害保険は1,000万円までと定められています。
- ③1被保険者についてお引き受けできるすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円となります。ただし、事故発生率の低い賠償保険については別枠で1,000万円が上限となります。
- ④1契約者についてお引き受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②③のそれぞれの限度額の100倍が上限となります。
- ⑤原則として、当社の他の保険契約に重複してご加入いただくことはできません。

## 11. 指定紛争解決機関について

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」  
 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2階  
 T e l 0120-82-1144 F a x 03-3297-0755  
 受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00  
 受付日：月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

## 12. 支払時情報交換制度

保険金等のご請求に際して、お客様のご契約内容を照会させていただくことがあります。当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会および少額短期保険業者各社、特定の損害保険会社(以下「少額短期保険業者等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払時情報交換制度」に基づき、当社を含む各少額短期保険業者等の保有する保険契約等に関する下記の照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合やこれらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払時情報交換制度」に基づき、相互照会事項の一部または全部について、一般社団法人日本少額短期保険協会を通じて、他の各少額短期保険業者等に照会を行い、他の各少額短期保険業者等からの情報を受け、また他の各少額短期保険業者等からの照会に対して情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は、下記のものに限定され、ご請求にかかる傷病名その他の情報が、相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各少額短期保険業者等に提供された情報は、相互照会を行った各少額短期保険業者等によるお支払いの判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各少額短期保険業者等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会の事実が消去されます。各少額短期保険業者等は「支払時情報交換制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者、保険金等受取人およびその代理人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

### 【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

照会項目	回答項目(事故内容によって異なります)
・契約者または被保険者の氏名・生年月日・性別・住所(市・区・郡まで)	・保険種類・契約日・保険期間・復活日・消滅日・保険の目的・保険契約者の氏名および被保険者との続柄・死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄・保険金額・死亡保険金額・給付金額・各特約内容・保険料および払込方法・照会を受けた日から5年以内に発生した保険事故に関する保険事故発生日、場所、死亡日、入院日、退院日、対象となる保険事故、事故形態・原因等

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協

## 個人情報の取扱い

当社は、個人情報の重要性に鑑み、また、少額短期保険事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融庁が定める「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」等のガイドラインを厳守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について必要かつ適切な措置を講じます。

### 1. 個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは個人情報保護方針に基づいて行います。

### 2. 個人情報とは

「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をさします。個人にはお客様、取引先従業員、当社従業員、株主を含みます。

### 3. 個人情報保護管理者

個人情報は、個人情報保護管理者が責任をもって管理するものとします。

#### 【個人情報相談窓口】

〒103-0011

東京都中央区日本橋大伝馬町 1-3-2F

アイアル少額短期保険株式会社

個人情報保護管理者 経営企画室 チーフマネージャー

E-mail : [info@air-ins.co.jp](mailto:info@air-ins.co.jp)

### 4. 個人情報の利用目的

- ①各種保険契約の引受、継続・維持管理
- ②保険金・給付金の支払い
- ③当社およびその提携・関連会社の情報提供、各種商品やサービスの案内
- ④個人情報の利用目的に必要な範囲での、業務委託先に対する提供
- ⑤再保険契約の締結および再保険契約に基づく通知・再保険金の回収
- ⑥その他当社業務に関連・付随する業務

### 5. 個人情報の利用・提供について

個人情報は、前述の目的以外には利用・提供しません。前述の目的以外でみなさまの個人情報を利用・提供する場合には、必ず事前にご本人に通知し、同意をいただいた上で行います。

ただし、裁判所、検察庁、警察等の法的機関から開示・提供を要求された場合に限り、これに応じる場合があります。

### 6. 個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について

個人情報の記入は任意ですが、各サービスの実施において、それぞれ必要となる情報をいただかない場合は各々のサービスを受けられないことがあります。

### 7. 個人情報の委託について

当社は、利用目的の達成および業務を円滑に進めるために、外部業者に個人情報の一部又は全部の処理を委託することがあります。（この場合、安全管理対策の充実した委託先を選定し、かつ安全管理対策を契約において義務付けます）

### 8. 個人情報の開示等について

当社は、当社の開示対象個人情報に関し、以下の要請があった場合は本人の確認を行った上で、速やかに対応します。また当社の個人情報の取り扱いに関する質問、相談にも対応します。ただし、データの削除については、法的な保管義務に抵触する場合にはご希望に添えない場合があります。

- ①利用目的の通知

- ②開示
- ③訂正、追加又は削除
- ④利用の停止、消去又は第三者への提供

#### **9. 個人情報に関する苦情およびお問合せ対応**

当社の個人情報に関する苦情およびお問合せは、個人情報相談窓口で承ります。  
お問合せの内容により必要な書類提出や質問へのご回答をお願いすることがあります。

### **アイアル少額短期保険株式会社**

〒103-0011

東京都中央区日本橋大伝馬町1-3 2F

お問合わせ先：0120-550-378

(受付時間 平日9:00~17:00)